茨城県	日立市　土浦市　古河市　高萩市　北茨城市　取手市　ひたちなか市	
栃木県	足利市　栃木市　佐野市　鹿沼市　小山市　那須塩原市　日光市	
群馬県	桐生市　館林市	渋川市　藤岡市　富岡市　安中市　沼田市
埼玉県	狭山市　上尾市　新座市	熊谷市　行田市　秩父市　飯能市　加須市　本庄市　東松山市　羽生市　鴻巣市　深谷市　蕨市　戸田市　入間市　鳩ヶ谷市　朝霞市　志木市　和光市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市　富士見市　三郷市　蓮田市　坂戸市　幸手市　鶴ヶ島市　日高市　吉川市　ふじみ野市　杉戸町　松伏町
千葉県	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　八千代市	木更津市　野田市　茂原市　成田市　習志野市　流山市　我孫子市　鎌ヶ谷市　君津市　浦安市　四街道市
東京都	八王子市　立川市　武蔵野市　三鷹市　府中市　調布市　町田市　日野市　国分寺市	
神奈川県	鎌倉市　藤沢市　秦野市	
新潟県	三条市　柏崎市　新発田市	
富山県	高岡市	
石川県	七尾市　小松市　白山市	加賀市　能美市
山梨県		富士吉田市
長野県	上田市	岡谷市　飯田市　諏訪市　塩尻市
岐阜県	大垣市　各務原市	高山市　多治見市　可児市
静岡県	富士宮市　焼津市	三島市　伊東市　島田市　磐田市　掛川市　藤枝市　御殿場市　袋井市　裾野市　湖西市
愛知県		瀬戸市　半田市　豊川市　刈谷市　安城市　西尾市　江南市　小牧市　稲沢市　東海市　大府市
三重県	津市　松阪市　桑名市　鈴鹿市	名張市　伊賀市
滋賀県	彦根市　長浜市　近江八幡市　草津市　守山市　東近江市	
京都府	宇治市	
大阪府	池田市　守口市　和泉市　箕面市　羽曳野市　門真市	
兵庫県	芦屋市　伊丹市　高砂市　川西市　三田市	
奈良県	橿原市　生駒市	
鳥取県	米子市　倉吉市	境港市
島根県	松江市　出雲市	浜田市　益田市　大田市　安来市
岡山県	津山市　玉野市　総社市　新見市	
広島県	三原市　尾道市　東広島市　廿日市市	三次市
山口県	宇部市　山口市　周南市	萩市　防府市　岩国市　長門市
徳島県	徳島市	
愛媛県	今治市　新居浜市　西条市	宇和島市
福岡県	大牟田市	
佐賀県	佐賀市	
長崎県		島原市　平戸市　松浦市　五島市　大村市
熊本県	八代市	
大分県	別府市　中津市　日田市　佐伯市　宇佐市	
宮崎県	都城市　延岡市　日向市	
鹿児島県		鹿屋市　薩摩川内市　霧島市
沖縄県	那覇市　宜野湾市　浦添市　沖縄市　うるま市	

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの使用量対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの使用量対象資本費の段階		乗率
	61未満	0.80
61以上	123未満	0.85
123以上		0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの使用量対象資本費の段階		乗率
	61未満	0.80
61以上	246未満	0.85
246以上		0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りょう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗率
北海道	1.010
宮城	1.045
埼玉	1.037
千葉	1.020
神奈川	1.117
新潟	1.050
静岡	1.196
愛知	1.033
京都	1.101
大阪	1.127
兵庫	1.033
岡山	1.074
広島	1.051
福岡	1.079

別表第三の八

⑴　都道府県の「地域振興費」の投資補正に係る空港関係地方団体ごとの乗率（第12条関係）

空港関係都道府県	乗率
北海道	0.12434
青森	0.11799
岩手	0.04614
宮城	0.02302
秋田	0.16855
山形	0.08218
福島	0.03273
千葉	0.00582
東京	0.04111
新潟	0.01977
富山	0.13199
石川	0.02760
福井	0.00113